

議案第 39 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、市道 A-3 号線の道路改良事業に伴う市道 A-301 号線の払下げと、県営西春住宅建替え事業に伴う市道 A-327 号線の付替えにより、道路の全部又は一部を廃止するため、市道路線の認定及び廃止をし、道路を適正に管理する必要があるからである。

市道路線廃止調書

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
A－ 301	A－ 301号線	山之腰天神東 17番地先	山之腰天神東 14番地先	
A－ 327	A－ 327号線	鍛冶ヶ一色高塚 128番地先	法成寺蚊帳場 11番地先	

市道路線認定調書

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
A－ 327	A－ 327号線	鍛冶ヶ一色宮浦 22番1地先	法成寺蚊帳場 11番地先	